

市(町・村)立小中学校の管理に関する規則の改正(例)

「第 章 組織編制」に関して

(共同実施組織)

第 条 学校において、効率的・効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織(以下「共同実施組織」という。)を置くことができる。

2 共同実施組織の組織及び運営に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。